

平成 14 年 6 月 14 日

## 池袋駅東口場外車券売り場設置問題、関係自治体へ計画撤回の要望書提出

### 区ホームページに情報提供のコーナー新設

本日 14 日、区は池袋駅東口（東池袋 1 - 41 - 1）に設置が計画されているオートレース・競輪の場外車券場の管理施行者である各自治体に対し、計画の撤回を求める要望書を提出した。また、区民への情報提供を図るため、昨日 13 日、区ホームページに場外車券場問題のコーナーを新設した。

本日、区が計画撤回の要望書を提出したのは、同施設内に場外車券場を計画している川口オートの管理施行者である川口市、西武園競輪管理施行者の川越市・行田市・秩父市・所沢市、大宮競輪管理施行者の熊谷市・川口市（川口オートと重複）・さいたま市の計 7 市。要望書を提出するにあたり、区は各市に対して豊島区役所への来庁を要請。これを受けて、この問題に共同して対処するため組織された管理施行者協議会の幹事市である川口市、行田市、さいたま市の 3 市の担当者が本日豊島区役所に来庁した。午後 1 時過ぎ、3 市の各担当者に対し、水島正彦助役より直接要望書が手渡された。残り 4 市については、本日個別に要望書を郵送した。

池袋駅東口（東池袋 1 - 41 - 1）に場外車券売り場を設置する計画は、平成 12 年 7 月に川口オートを経営する川口市からの打診により初めて明らかになり、同年 12 月、高野之夫豊島区長は正式に反対を表明、関係省庁及び施行者である各自治体に対し、慎重に対処されるよう要請してきた。また、区議会においても、区民 1 万人近い反対署名が提出される中、平成 13 年第 1 回定例会において計画に反対する請願・陳情 21 件を採択、同時に「池袋駅東口場外車券売り場設置計画に反対する意見書」を採択している（3 月 23 日）。

こうした経緯があるにもかかわらず、水面下で計画は進められ、今月 11 日、株式会社アレッジ・サテライトにより経済産業省関東経済産業局に許可申請が突然提出、受理された。これに対し、高野区長は翌 12 日、経済産業大臣宛てに申請を許可しない旨の要望書を提出、あわせて設置阻止に最善を尽くす決意を表明した。本日の関係自治体に対する計画撤回の要請は、万一に経済産業省が事業者に施設設置の許可を与えても、施行者である自治体が計画を取りやめることにより、当該施設ビルに場外車券場が設置されることがないように、取り計らいを求めるものである。

区は、区民・区議会等、地元の声を無視した今回の突然の申請・受理に対し、設置阻止に向け早急に対応していく考えであり、その前提として、区民の声を結集していくことが何より必要となる。そのため、この問題を広く区民に考えてもらえるよう、リアルタイムに情報提供していくこととし、昨日 13 日、区ホームページに場外車券場問題のコーナーを新たに開設、あわせて同コーナーで区民からの意見募集を開始した。

豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.tokyo.jp>

※別紙 各市への要望書（川口市、秩父市、他 5 市の各市長宛て 3 通）

詳細：総務部総務課  
政策経営部企画課

14豊政企発第36号  
平成14年6月14日

川口市長 岡村幸四郎様

豊島区長 高野之夫

### 池袋駅東口場外車券売り場設置について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、6月11日株式会社アレッグ・サテライト（代表取締役社長 村上正俊）は、経済産業省関東経済産業局に対して、豊島区東池袋一丁目41番1号に場外車券売り場を設置すべく許可申請を提出し、受理されました。

本区では、平成12年7月にも同地に場外車券売り場を設置する動きがあり、その際貴市には特段の対応をお願いし、ご理解をいただいた経緯があります。

場外車券売り場設置には、区長といたしまして、区民の利益と安全を守り、豊島区の健全な発展を推進する立場から強く反対の意思を表明しており、この姿勢は、現在もいささかも変わっておりません。

また、本区区議会でも平成13年第1回の定例会において、「池袋駅東口場外車券売り場設置計画に反対する意見書」が採択され、設置に反対する立場を明確にしております。

当該場外車券売り場の計画地は、本区の顔とも言える池袋駅前の繁華街にあり、現在でも大変賑わっている所です。

こうした所に、場外車券売り場を設置することは、池袋のそして豊島区のイメージを著しく損なうとともに、街の一層の混雑を招き、更には街づくりや環境浄化等の面で、様々な問題を生ずる恐れがあります。

さらに、地域の理解をえることなく、秘密裏に事を進める事業者の手法には、強い危惧を抱かざるをえません。

こうした地元の状況があるにもかかわらず、今般の許可申請は、区民はもとより区といたしましても、誠に残念な状況であり、到底認めることができません。

つきましては、貴市におかれましては、豊島区の実情を十分にご高察いただき、特段の配慮をもって、計画の撤回をされますよう切にお願いいたします。

1 4 豊政企発第 3 6 号

平成 14 年 6 月 14 日

秩父市長 内 田 全 一 様

豊島区長 高 野 之 夫

### 池袋駅東口場外車券売り場設置につて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、姉妹都市として区政の各般に渡りご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、6 月 11 日株式会社アレック・サテライト（代表取締役社長 村上正俊）は、経済産業省関東経済産業局に対して、豊島区東池袋一丁目 41 番 1 号に場外車券売り場を設置すべく許可申請を提出し、受理されました。

本区では、平成 12 年 7 月にも同地に場外車券売り場を設置する動きがあり、その際には経済産業省や関係自治体に慎重な対応をお願いし、ご理解をいただいております。

場外車券売り場設置には、区長といたしまして、区民の利益と安全を守り、豊島区の健全な発展を推進する立場から強く反対の意思を表明しており、この姿勢は、現在もいささかも変わっておりません。

また、本区区議会でも平成 13 年第 1 回の定例会において、「池袋駅東口場外車券売り場設置計画に反対する意見書」が採択され、設置に反対する立場を明確にしております。

当該場外車券売り場の計画地は、本区の顔とも言える池袋駅前の繁華街にあり、現在でも大変賑わっている所です。

こうした所に、場外車券売り場を設置することは、池袋のそして豊島区のイメージを著しく損なうとともに、街の一層の混雑を招き、更には街づくりや環境浄化等の面で、様々な問題を生ずる恐れがあります。

さらに、地域の理解をえることなく、秘密裏に事を進める事業者の手法には、強い危惧を抱かざるをえません。

こうした地元の状況があるにもかかわらず、今般の許可申請は、区民はもとより区といたしましても、誠に残念な状況であり、到底認めることができません。

つきましては、貴市におかれましては、姉妹都市豊島区の困難な立場をご高察いただき、特段の配慮をもって、計画の撤回をしていただきますよう切にお願いいたします。

[川越市、熊谷市、行田市、所沢市、さいたま市に提出したもの] \*内容 5 市共通

1 4 豊政企発第 3 6 号

平成 14 年 6 月 14 日

川越市長 舟橋功一様

豊島区長 高野之夫

### 池袋駅東口場外車券売り場設置について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、6 月 11 日株式会社アレッジ・サテライト（代表取締役社長 村上正俊）は、経済産業省関東経済産業局に対して、豊島区東池袋一丁目 41 番 1 号に場外車券売り場を設置すべく許可申請を提出し、受理されました。

本区では、平成 12 年 7 月にも同地に場外車券売り場を設置する動きがあり、その際には経済産業省や関係自治体に慎重な対応をお願いし、ご理解をいただいております。

場外車券売り場設置には、区長といたしまして、区民の利益と安全を守り、豊島区の健全な発展を推進する立場から強く反対の意思を表明しており、この姿勢は、現在もいささかも変わっておりません。

また、本区区議会でも平成 13 年第 1 回の定例会において、「池袋駅東口場外車券売り場設置計画に反対する意見書」が採択され、設置に反対する立場を明確にしております。

当該場外車券売り場の計画地は、本区の顔とも言える池袋駅前の繁華街にあり、現在でも大変賑わっている所です。

こうした所に、場外車券売り場を設置することは、池袋のそして豊島区のイメージを著しく損なうとともに、街の一層の混雑を招き、更には街づくりや環境浄化等の面で、様々な問題を生ずる恐れがあります。

さらに、地域の理解をえることなく、秘密裏に事を進める事業者の手法には、強い危惧を抱かざるをえません。

こうした地元の状況があるにもかかわらず、今般の許可申請は、区民はもとより区といたしましても、誠に残念な状況であり、到底認めることができません。

つきましては、貴市におかれましては、豊島区の実情を十分にご高察いただき、特段の配慮をもって、計画の撤回をされますよう切にお願いいたします。